

**【市役所の手続き】**

市民課 2・3番窓口（窓口棟1階） 記録担当<戸籍関係> 0467-70-5621				
チェック 欄	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>	死亡届 (火葬許可証)	戸籍・住民票に死亡の記載をする。 (火葬するための証明書の申請)	・死亡届 ※火葬の日時と場所がわかるもの	7日以内
<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届の提出や火葬許可証申請は、葬儀社が代行して行っていることがあります。</li> <li>・一般的なお葬式が終了していれば、上記の手続きは終了しています。</li> </ul>				
<input type="checkbox"/>	戸籍（除籍）の請求	諸手続きで、戸籍（除籍）が必要になった場合	・本人確認書類 (運転免許証等) ・手数料	死亡届提出後、5日から2週間経過後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届を提出すると戸籍の記載には、時間がかかります。届出後に戸籍が必要になった時は、必ず市民課にお電話で、戸籍の記載が終了したかを確認のうえお越しくくださるようお願いいたします。</li> <li>・戸籍は、本籍のある市区町村の役所でないと、交付を受けることができません。綾瀬市以外に戸籍のある方は、本籍のある市区町村の役所にお問い合わせください。</li> </ul>				

市民課 2・3番窓口（窓口棟1階） 総合窓口担当<住民票関係> 0467-70-5668				
チェック 欄	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>	世帯主の変更届 (3人以上の世帯で世帯主が死亡したとき)	世帯主の変更 (他の方に世帯主を変える場合)	・本人確認書類 (運転免許証等)	変更が必要な方は、出来るだけ速やかに
<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾瀬市では世帯主の方が死亡された場合は、便宜上2番目に住民票に記載されている方を自動的に世帯主としています。なお、そのまま差し支えない場合は手続き不要です。</li> </ul>				
<input type="checkbox"/>	・印鑑登録証(印鑑カード) ・住民基本台帳カード	死亡された方が左記のカードをお持ちの場合の返納手続き	・各カード	お時間がある時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証(印鑑カード)・住民基本台帳カードをお持ちの方が死亡された時点でカードは失効されています。</li> <li>・マイナンバーカード(通知カードを含む)については、相続や納税、死亡保険金の支払い等において提示を求められる場合があります。なお、返納の必要はありません。</li> </ul>				

※その他、市民課で発行している戸籍・住民票の証明書で不明な点があればお問い合わせください。

保険年金課 4・5番窓口（窓口棟1階） 保険年金担当(年金) 0467-70-5618				
チェック 欄	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>	国民年金	国民年金に加入されていた方が死亡された場合は、死亡一時金、遺族給付等を請求できる場合があります。また、老齢年金などの公的年金を受けていた場合も同様ですので、お問い合わせください。		速やかに

保険年金課 4・5番窓口（窓口棟1階） 保険年金担当(保険) 0467-70-5617				
チェック 欄	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>	・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険	左記の保険に加入されていた方が死亡された場合は、被保険者証を返納し、資格喪失の届け出をしてください。なお、葬祭費を請求できる場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

高齢介護課 8番窓口（事務棟1階） 介護保険担当 0467-70-5636						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

高齢介護課 8番窓口（事務棟1階） 高齢政策担当 0467-70-5616						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

福祉総務課 6番窓口（事務棟1階） 福祉・生活支援担当 0467-70-5613						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

障がい福祉課 7番窓口（事務棟1階） 障がい福祉担当 0467-70-5623						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者医療費受給者証</li> <li>・自立支援医療費受給者証</li> </ul>	左記の受給者証の所有者が死亡された場合の返納手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・該当の受給者証</li> </ul>	速やかに
<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾瀬市障害者愛護手当</li> <li>・神奈川県在宅重度障害者等手当</li> <li>・特別障害者手当</li> <li>・障害児福祉手当</li> <li>・経過的福祉手当</li> </ul>	左記の手当を受給されている方が死亡された場合の手続き	債権承継人の印鑑と通帳（通帳は、今後手当の振込みが予定されている方のみ。）	速やかに
<input type="checkbox"/>			神奈川県心身障害者扶養共済制度	左記の制度に加入されていた方が死亡された場合又は、左記の制度により年金を支給されている方が死亡された場合	手続きが必要となりますのでお問合せください。	速やかに

課税課 7・8番窓口 (窓口棟2階) 市民税担当 0467-70-5611						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

課税課 7・8番窓口 (窓口棟2階) 市民税担当 0467-70-5611						
資産税担当(土地) 0467-70-5610						
資産税担当(家屋) 0467-70-5626						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

農業委員会事務局 (事務棟5階) 0467-70-5647						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

みどり公園課 (事務棟5階) みどり公園担当<森林関係> 0467-70-5627						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

危機管理課 (事務棟2階) 危機管理担当 0467-70-5641						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

※死亡された方が個別受信機を借りていたかわからない場合は、お問い合わせください。

こども未来課 4番窓口（窓口棟2階） 子育て支援担当 0467-70-5664						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当</li> <li>・児童扶養手当</li> <li>・特別児童扶養手当</li> </ul>	左記の対象の子ども及び受給者（保護者）の方が死亡された場合の手続きがありますので、お問い合わせください。		速やかに
<input type="checkbox"/>			母子・父子家庭の申請	制度が該当する場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

保育課 5番窓口（窓口棟2階） 保育・学童担当<保育所関係> 0467-70-5615						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

保育課 5番窓口（窓口棟2階） 保育・学童担当<放課後児童クラブ関係> 0467-70-1702						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

学校教育課（事務棟6階） 学務担当 0467-70-5654						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

健康づくり推進課（保健福祉プラザ内） 医療予防担当 0467-77-1133						
チェック 欄	要	済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等

※保健福祉プラザ 所在地 綾瀬市深谷中4丁目7番10号（綾瀬小学校前）



【国・県等への手続き】

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。

チェック欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
<input type="checkbox"/>	*土地や家屋等を所有の方が死亡された場合は、名義変更等が必要です。 詳しくは法務局にご相談ください。	横浜地方法務局 大和出張所 (大和市中央1-5-20)	046-261-2645
<input type="checkbox"/>	*住居地で相続税や所得税の申告が必要な場合があります。 詳しくは税務署にご相談ください。	大和税務署 (大和市中央5-14-22)	046-262-9411
<input type="checkbox"/>	*死亡された方が遺言書を残されていた場合や、相続人が相続を放棄する場合は手続きが必要です。 詳しくは家庭裁判所にご相談ください。	横浜家庭裁判所 (横浜市中区寿町1-2)	045-681-4181
<input type="checkbox"/>	*水道料金の名義人の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくは水道局にご相談ください。	海老名水道営業所 (海老名市上郷717)	046-234-4111
<input type="checkbox"/>	*普通自動車・大型バイクを所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくは自動車検査登録事務所(陸運局)にご相談ください。	相模自動車検査 登録事務所 (愛川町中津7181)	050-5540-2037
<input type="checkbox"/>	*軽自動車を所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくは軽自動車検査協会にご相談ください。	軽自動車検査協会 相模支所 (愛川町中津4071-5)	050-3816-3120
<input type="checkbox"/>	*運転免許証を所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくは警察署にご相談ください。	大和警察署 (大和市中央5-15-4)	046-261-0110
<input type="checkbox"/>	*パスポートを所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくはパスポートセンターにご相談ください。	パスポートセンター (厚木市中町1-5-10 イオン厚木店7階)	045-222-0022 (横浜電話案内センター)
<input type="checkbox"/>	*埋葬許可書の(再)発行の手続きは、火葬された斎場にご相談ください。(大和斎場で火葬された方は、大和斎場にご相談ください。)	大和斎場 (大和市西鶴間8-10-8)	046-264-5566
<input type="checkbox"/>	*厚生年金・共済年金・企業年金等に参加の方が死亡された場合は、手続きが必要です。 詳しくは勤務されている会社等の年金担当の方にご相談いただくか、年金事務所にご相談ください。	厚木年金事務所 (厚木市栄町1-10-3)	046-223-7171
<input type="checkbox"/>	*在留カードをお持ちの方が死亡された場合は、返納の手続きが必要です。 詳しくは東京出入国在留管理局おだいば分室にご相談ください。	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階	外国人 在留総合 インフォ メーション センター 0570-013904
<input type="checkbox"/>	*外国籍の方が死亡された場合の本国への手続き	死亡された方の国の大使館・領事館 にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	*市営本蓼川墓園以外に埋葬を行う方の納骨・お墓の手続き	管理する霊園やお寺等にお問い合わせ してください。	
<input type="checkbox"/>	*死亡診断書や死体検案書の(再)発行の手続き	病院や警察にお問い合わせください。	

【その他の手続き】

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。

(諸手続きの際にチェック表としてご利用ください)

チェック欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
<input type="checkbox"/>	法事（四十九日等）に関する手続き		
<input type="checkbox"/>	預貯金等の口座に関する手続き		
<input type="checkbox"/>	民間保険に関する手続き (生命保険・自動車保険・火災保険等)		
<input type="checkbox"/>	固定・携帯電話等の手続き		
<input type="checkbox"/>	電気・ガス等の公共料金に関する手続き		
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの手続き		
<input type="checkbox"/>	その他の手続き ・ ・		

※死亡に伴う各種手続きに必要な戸籍・住民等を請求される際には、具体的にどの様な証明書が必要かを手続きされる機関に事前にご確認ください。

(例) 「お亡くなりになった方の出生から死亡までの戸籍」  
「お亡くなりになった方と同一世帯であったことを証明する住民票」  
「お亡くなりになった方の住所履歴を証明する住民票（戸籍の附票）」

メモ欄